

○名古屋大学情報連携推進本部教育研究ファイルサービス利用内規

(平成 25 年 4 月 25 日 内規)

改正 令和 2 年 4 月 1 日 名大内規 令和 3 年 10 月 28 日 名大内規

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学情報連携推進本部情報基盤サービス利用内規（平成 22 年 6 月 24 日情報連携統括本部会議制定。以下「情報基盤サービス利用内規」という。）第 2 条に基づく名古屋大学情報連携推進本部（以下「推進本部」という。）の教育研究ファイルサービス（Nagoya University Storage Service:NUSS。以下「教育研究ファイルサービス」という。）の利用に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この内規において「教育研究ファイルサービス」とは、名古屋大学（以下「本学」という。）に所属する教職員が保有する教育及び研究に関するデータの共有及びバックアップを行うために必要な情報資源について推進本部が提供するサービスをいう。

(教育研究ファイルサービスの種類)

第 3 条 推進本部が提供する教育研究ファイルサービスの種類は、次のとおりとする。

- 一 ファイルスペースの提供
- 二 インターネット経由による教育研究ファイルサービスの利用方法の提供
- 三 本学の教職員間におけるデータ共有手段の提供
- 四 教育研究ファイルサービスに使用するソフトウェア及びハードウェアの保守

(利用の資格)

第 4 条 教育研究ファイルサービスは、本学に所属する教職員のみが利用することができる。

(利用の開始)

第 5 条 教育研究ファイルサービスの利用の開始は、当該サービスの利用を希望する教職員が当該サービスに WEB ブラウザを用いてアクセスし、名古屋大学 ID 及びパスワードを入力した時点とする。

2 前項の利用開始の時点をもって、この内規に同意したものとみなす。

(利用者の責務)

第 6 条 前条により教育研究ファイルサービスの利用を開始した教職員（以下「利用者」という。）は、コンピュータウイルス、著作権、肖像権等を侵害するおそれのあるデータ、公序良俗に反する文書・画像情報等を当該サービスにより保管・管理してはならない。

2 利用者は、機密性 4 情報及び情報漏洩について十分な注意を必要とするデータを教育研究ファイルサービスにより保管・管理してはならない。

- 3 利用者は、教育研究ファイルサービスを利用する他の利用者に害を及ぼすような行為（ハッキング等をいう。）を行ってはならない。
- 4 利用者は、教育研究ファイルサービスの利用に当たっては、この内規のほか、情報基盤サービス利用内規、国立大学法人東海国立大学機構情報セキュリティポリシー、名古屋大学情報セキュリティポリシー、名古屋大学情報セキュリティガイドライン及び推進本部において別に定める電子情報の利用に係る諸規程に定められた事項を遵守しなければならない。

（利用の条件等）

第7条 利用者が教育研究ファイルサービスを利用できる条件は、次のとおりとする。

- 一 利用者が責任をもって、教育研究ファイルサービスを利用して保管するデータを管理すること。
- 二 教育研究ファイルサービスの利用においては、保管・管理するデータの漏洩に関して十分な注意を払い、必要に応じてファイルを暗号化又はパスワードを施すこと。
- 三 教育研究ファイルサービスの改善及び不正利用の追跡調査を目的として、推進本部が利用者の利用状況をログとして収集することに同意すること。
- 四 教育研究ファイルサービスに使用するサーバ機器の故障等に伴うデータの喪失に関して、推進本部が責任を負わないことに同意すること。
- 五 利用者が本学を離職した場合は、教育研究ファイルサービスの利用資格を失うことにより、当該サービスに基づき保管されている当該利用者のすべてのデータが消去されることに同意すること。
- 六 教育研究ファイルサービスのシステムの更新及びセキュリティ対策に伴い、当該サービスの内容が変更される場合には、これに応ずること。
- 七 推進本部の決定に基づき教育研究ファイルサービスによるサービスを終了する場合は、これに応ずること。
- 八 教育研究ファイルサービスに使用するサーバ機器の保守のため、当該サービスの停止を依頼した場合は、これに応ずること。

- 2 推進本部に所属する職員による教育研究ファイルサービスに関する事項への対応は、原則として、東海国立大学機構職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年度機構規程第30号）第3条に規定する職員の正規の勤務時間内に行うものとする。

（利用の制限等）

第8条 利用者がこの内規若しくはこの内規に基づく定め違反した場合、又は推進本部長が特に必要と認める場合は、当該利用者の教育研究ファイルサービスの利用を一定期間制限し、又は停止することができる。

- 2 推進本部長は、前項により教育研究ファイルサービスの利用を停止したときは、推進本部会議に報告しなければならない。

(個人情報管理)

第9条 推進本部長は、教育研究ファイルサービスの実施において個人情報及び機密情報が扱われる場合には、東海国立大学機構個人情報保護規程（令和2年度機構規程第16号）及び東海国立大学機構個人情報保護規程施行細則（令和2年度機構細則第4号）の定めるところにより、適切に管理しなければならない。

(経費の負担)

第10条 教育研究ファイルサービスを利用するために必要な経費が定められた場合は、利用者はこれを負担しなければならない。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、教育研究ファイルサービスの利用に関し必要な事項は、推進本部会議の議を経て、別に定める。

附 則

この内規は、平成25年4月25日から施行する。

附 則(令和2年4月1日 名大内規)

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年10月28日 名大内規)

この内規は、令和3年10月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。